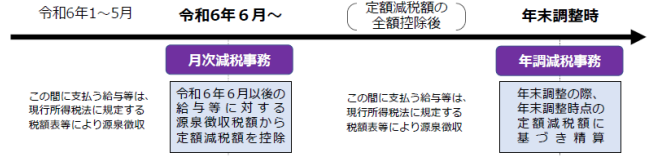


# 2024(R6)年分の年末調整

今回は、年末調整及び今年6月から始まった「定額減税」の年末調整事務について、解説を致します。

## 今年の年末調整は、定額減税の確認作業も同時に実施

「定額減税」は2024(R6)年6月1日時点の情報で「月次減税事務」を行い、年末に通常の年末調整作業の一環として「年調減税事務」を行うことで各人の所得税(定額減税含む)の精算・調整を行います。




今年の年末調整作業では、年末調整の手続き(従業員の申告)と年末調整の計算は、今まで通りの流れで作業を進めながら、並行して「年調減税事務」下記1~4を実施します。

1	<b>年調減税額の控除対象者の確認</b>	年調所得税額から年調減税額を控除し、毎月の給与等から控除した定額減税額の精算を行う対象者は、原則として「 <b>年末調整の対象者</b> 」です。 ※ 基礎控除申告書等により把握した給与所得以外の所得を含めた <b>合計所得金額が1,805万円</b> を超えると見込まれる方は、年調減税額の控除対象者ではありません。
2	<b>申告書の受理及び年調減税額の計算</b>	従業員の方から受理した扶養控除等申告書、配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書等に記載された、年末調整を行う時の現況における同一生計配偶者及び扶養親族の人数(いずれも居住者に限ります。)を確認し、年調減税額を次のとおり計算します。 年調減税額 = 本人分30,000円 + 同一生計配偶者と扶養親族1人につき30,000円
3	<b>年調減税額の控除</b>	対象者ごとの年末調整における年調減税額の控除は、住宅借入金等特別控除後の所得税額(年調所得税額)から、その住宅借入金等特別控除後の所得税額を限度に行います。 ※ 「令和6年分源泉徴収簿」の右側「年末調整」の計算欄は定額減税に対応していません。手計算で調整する場合は、国税庁HPより「令和6年分年末調整計算表」を入手して計算します。
4	<b>源泉徴収票への表示</b>	源泉徴収票を作成する際は、その「(摘要)」欄に次の例のとおり記載します。 (例) 年調減税額が90,000円、実際に控除した年調減税額が80,000円、控除しきれなかった金額が10,000円の場合 「源泉徴収時所得税減税控除済額80,000円、控除外額10,000円」 ※ 合計所得金額が1,000万円超である従業員の同一生計配偶者分を加算の対象に含めた場合は、上記に加えて「 <b>非控除対象配偶者減税有</b> 」と記載します。 また、控除しきれなかった金額がない場合は、「 <b>控除外額0円</b> 」と記載します。

※国税庁 年末調整お知らせパンフレットより抜粋・加工

## 資料関係の変更、その他


今年の年末調整で従業員から回収する「**基礎控除申告書申告書・配偶者控除等申告書・所得金額調整控除申告書**」は「**定額減税のための申告書**」も兼ねた様式となり、本人及び配偶者の**定額減税対象のチェック欄が追加**されています。また、「保険料控除申告書」では「**続柄欄**」が全て削除されています。

従前、税務署から年末調整のお知らせとして、「年末調整のしかた」「源泉徴収簿」「納付書」等の年末調整に必要な資料が各人・各社(源泉徴収義務者)に送付されていました。しかし、国税庁の事務効率化により、**順次送付資料の簡素化**が図られており、今年は「**年末調整についてのお知らせ**」のパンフレットが送付される模様です。その他**年末調整に必要な資料は国税庁HPからのダウンロード、税務署での取得**になりそうです。 国税庁年末調整がよくわかるページ(令和6年分) <https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm> 

## @10月の予定

- 10/10・9月分源泉所得税  
・住民税の特別徴収税額納付期限
- 10/31・8月決算法人の確定申告  
・2,5,11月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索 



発行元/黒沼共同会計事務所 クライアントリレーションチーム 〒990-0047 山形市旅籠町3-1-4 食糧会館3階  
TEL 023-624-3519/FAX 023-624-3662/URL <https://kuronuma-ac.jp/>/E-Mail [info@kuronuma-ac.jp](mailto:info@kuronuma-ac.jp)